



MIKUNI CORPORATION

令和2年3月31日

各 位

会社名 株式会社 ミクニ
代表者名 代表取締役社長 生田 久貴
(コード番号 7247 東証第1部)
問合せ先責任者 コーポレート本部
本部長 高橋 秀樹
(TEL. 03-6895-0038)

「従業員向け株式交付信託」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的に、従業員向けのインセンティブ・プランとして「従業員向け株式交付信託」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は福利厚生制度を充実させるとともに、令和5年(2023年)の創立100周年に向けて業績や株価に対して従業員が意識を高める機会を設け、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として新たに本制度を導入いたします。

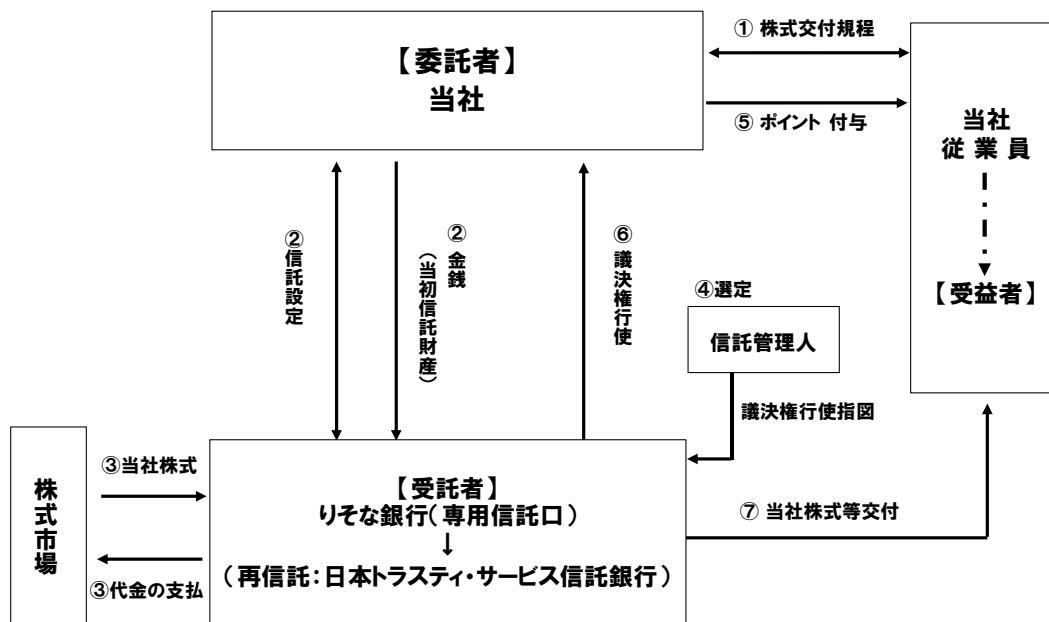
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた「株式交付規程」に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して当社普通株式を交付する制度です。当社は対象となる従業員に対して事業年度ごとにポイントを付与し、株式交付規程に定める一定の条件により、当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下「当社株式等」)を給付します。

従業員に交付する株式は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が取得し、信託財産として分別管理します。当該信託設定に係る金銭は全額を当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を受けます。このため、株価への意識を高め、業績向上に向けて勤労意欲を高める効果が期待できます。さらに、本信託の信託財産である当社株式の議決権につきましては、受益者候補である従業員の意思を確認した信託管理人が本信託に行使を指示するため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本制度の仕組みの概要



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は「株式交付規程」に基づき、従業員に将来交付する株式を予め取得するために、株式会社りそな銀行（再信託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人を定めます。
- ⑤ 当社は、「株式交付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち「株式交付規程」に定める受益者要件を満たした者に対して、付与されたポイント数に応じた数の当社株式等を交付します。

※受益者要件を充足する従業員への当社株式等の交付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(参考)

1. 本信託契約の内容

名称	従業員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社従業員のうち株式交付規程に定める要件を満たす者
信託管理人	当社の従業員から選定
議決権行使	信託財産である当社株式の議決権については、信託管理人が行使の指図を行います
信託契約日	令和2年5月（予定）
信託設定日	令和2年5月（予定）
信託の期間	令和2年5月（予定）から令和5年8月（予定） なお、当社取締役会決議により信託期間の延長（一度に限りません）を行う場合があります

2. 本信託における当社株式の取得方法

本信託における当社株式の取得内容（金額、取得方法等）については決定後、適時適切に開示するものとします。

以上